

きます。44番中村すみ代議員。

〔中村すみ代君登壇〕

44番(中村すみ代君) 9月定例市議会一般質問の最後の登壇者となりました草の根クラブの中村すみ代でございます。

質問通告に基づきまして、市長並びに関係理事者の明快かつ誠意あるご答弁を期待するものでございます。

まず、質問通告の第1点目ですが、生活保護行政の現状について。

生活保護法は、憲法第25条生存権保障、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」の理念に基づき、1950年(昭和25年)に制定された法律で、昨年は法施行50周年という節目の年を迎えたことも記憶に新しいことと思います。この50年間は、今述べました憲法理念と国による厳しい保護抑制策によって、保護行政の現場実践の間で発生したさまざまな矛盾の中で進行した50年間だったとも言えるものでした。

さて、最近、厚生労働省が生活保護法の改悪に向けた検討を開始したとの情報もあります。その背景には、構造的に生み出されてくる大量の失業者の中から、経済的に脆弱であるがゆえに生活保護を適用せざるを得なくなる失業者が増大し、このことによる財政負担をいかに抑えるかということがあるためではないかと推測できます。

今日、特に、バブル崩壊後の厳しい、そして不安定な社会経済情勢の中で、企業の倒産・廃業、就職難、高齢化、離婚の増加などによって、多くの国民が生活不安を抱えています。その上、最近の深刻な不況は、7月の完全失業率5.0%、完全失業者は、実に330万人と過去最悪を記録と報じられているように、勤労国民の生活を耐えがたいものにしていきます。さらに、不良債権処理によって、土木、建設、流通、銀行、不動産などを中心に、100万人を超える失業者が新たに生まれると予測されています。

小泉改革の社会保障改革が実施されれば、既に、健康保険本人3割自己負担が日程に上がっている、あるいはけさの長崎新聞では、国民健康保険料の値上げを厚生労働省が示唆した。また、老人医療

費の75歳以上引き上げなどなどが日程に既にながっています。失業者の増大とあわせて、国民のあらゆる層に今まで以上に経済的な負担が重くのしかかり、その結果、みずからの力では生活を支えきれない人々が大量に生み出されてくることは必至の状況になってきていると思います。改めて、生活保護行政のあり方が問われているのではないのでしょうか。

そこで、以下、質問をいたします。

1.本市の被保護世帯数、実人員、保護率などの実態について。

2.生活福祉課の職員体制について。平成12年度より、社会福祉事業法が廃止され、社会福祉法に生まれかわったわけですけれども、その社会福祉法第16条所員の定数において、次のように標準が定められております。市の設置する事務所にあっては、被保護世帯の数が240以下であるときは3とし、被保護世帯が80を増すごとに、これに1を加えた数を標準として定めるものとなっておりますが、実情をお伺いいたします。

質問の2点目、在外被爆者への被爆者援護法適用問題について。

6月1日の大阪地裁判決は、「日本に居住、滞在することが被爆者たる要件だという国の見解は、人道的見地から救済を図る目的の被爆者援護法の根本的趣旨に相反し、法のもとの平等を定めた憲法に反するおそれがある」とし、在韓被爆者郭さんの訴えを認め、支給を打ち切られていた健康管理手当の支払いをするよう求めた画期的な判決でした。しかし、残念ながら、厚生労働省は控訴しました。80歳に近い郭さんにとって、また長い闘いが始まったのです。人道にも劣るこのような行為が国際的にも許されるものでしょうか。私は、決して許されるものではないと思います。伊藤市長にとっても同じ思いであることを信じて疑いません。

一方、厚生労働省としては、控訴はしたものの、さすがに国内外からの批判の前に、地裁判決を無視し得ず、在外被爆者の今後の救済のあり方を検討するために、在外被爆者に関する検討会を発足させました。今までに8月1日、9月4日と2回開催されています。9月4日の検討会には、伊藤市長が意見陳述のため出席されておられますので、陳述の内容などを含め、以下、質問いたします。

1.国の第2回検討会における市長の意見陳述の内容について。各紙新聞報道によれば、市長は、本市が取り組んでいる在外被爆者支援事業の内容について説明。被爆者援護法が適用外となる根拠になっている局長通達の見直しに言及、そして現行の保健手当、月額1万7,220円相当の給付等具体的な提案を含めて陳述したと報じています。報道だけでは不十分ですので、その内容についてお伺いいたします。

2.今後の取り組みについて。八者協での取り組みももちろんですが、両被爆都市相互の連携も重要ではないかと思いますが、見解をお示してください。

以上、壇上からの質問を終わりたいと思います。ご答弁によって、自席から再質問をしたいと思います。=(降壇)=

議長(鳥居直記君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長(伊藤一長君) 中村すみ代議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

在外被爆者への被爆者援護法適用問題についてでございますが、在外被爆者の方々に対します援護につきましては、現在、被爆者援護法に基づく各種施策は、日本国内に在住する被爆者に適用するという運用されているため、この法律に基づく措置は講じられておりません。この点を争点とする訴訟におきまして、大阪地裁で、外国に居住されている被爆者の方々に援護法が適用されるべきではないかという趣旨の判決が言い渡され、この判決を一つの契機といたしまして、在外被爆者の方々に、新たに、どのような方策を講じることが可能かという厚生労働大臣の意向を受け、本年8月1日に在外被爆者に関する検討会が設置をされたところであります。この検討会は、おおむね月1回のペースで開催をされ、年内に方向性を出すということで議論を進めていると聞いております。

私は、去る9月4日に開催されました第2回検討会に、現場で実際に被爆者援護施策に携わる行政の立場から、参考人として広島市長ともどもに出席をさせていただき、意見を述べる機会をいただきました。そのときの私の発言の内容といたしましては、まず、検討会の委員の方々に、長崎における外国人被爆者の被爆の実相を認識していた

だき、次に、援護法に基づく第1号法定受託事務で行っております具体的な内容の説明、さらに、援護法による措置とは別に、長崎市として渡日治療など、それぞれの国の実情に応じて取り組んでまいりました事業につきまして説明をしたところであります。

そして、最後に、今後の取り組みといたしまして、国の責任において、まず、高齢化している在外被爆者の実態を把握するための調査を実施すること。そして、一つ、その結果から出てきた課題の解決、一つ、専門医の治療を受けるための渡日治療の実施、一つ、被爆者医療に携わる医師の交流及び派遣研修医の受け入れ事業を、現在建設中の国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館が実施する国際協力及び医療交流の事業の中に取り組むことができないか、一つ、2キロメートル以内の被爆者に支給されている診断書を必要としない保健手当を、例えば在外被爆者手当として在外被爆者の方に対して支給できないかなど、援護に対する意見を述べてまいりました。

また、本市は、現在、被爆地域拡大是正に取り組んでおりますが、その未指定地域にある造船所で、現在の韓国、北朝鮮の方々が徴用工として働いておられましたし、香焼の捕虜収容所に収容されていた外国人捕虜もおられたわけであります。現行の被爆地域を、そのまま当てはめることは、在外被爆者にとりましても、新たな差別を生じさせることになることを指摘いたしました。

この検討会で、被爆都市長崎の市長として発言ができましたことは、高齢化している被爆者の方々が抱えている問題の解決に関与できなかったのではないかというふう感じているところであります。

市長就任以来、8月9日の平和宣言で、国内及び海外の被爆者に対する援護のより一層の充実に向けて訴えてまいりましたが、今回の発言は、その一助となるのではと思っております。今後は、この検討会での結論がどのようなのか、また、その結論を受けての国の動向を見守っていきいたいというふう考えているところでございます。

他の件につきましては、所管の方からお答えいたしたいと思えますので、よろしくお願いたしたいと思えます。=(降壇)=

福祉保健部長(高谷洋一君) 生活保護行政の現状についてお答えいたします。

第1点目の被保護世帯数等の実態につきまして、まず、これまでの我が国の生活保護の動向から申し上げますと、社会保障制度の充実、高度経済成長により、被保護世帯数、被保護人員及び人口1,000人当たりの被保護者数の割合を示す保護率ともに減少してきましたが、石油危機により増加し、昭和59年度にピークに達しました。その後、好景気や基礎年金制度の導入等により、加速度的に減少してきておりましたが、近年の雇用情勢の悪化や高齢化の進展等により、平成7年度を境に再び増加に転じ、以後、上昇傾向で推移しております。

本市におきましても、近年、被保護世帯数、被保護人員、保護率ともに、国と同様に減少傾向を示しておりましたが、厳しい社会経済情勢を背景に、平成10年度を境に増加に転じ、現在もこれまでにない著しい伸びを示し、歯どめがきかない状況が続いております。

具体的にここ2年間の伸びを見ますと、被保護世帯数につきましては、平成11年3月は3,457世帯、平成13年3月は3,905世帯となっており、448世帯の増、約13%の伸びを示しており、被保護人員につきましては、平成11年3月は5,269人、平成13年3月は5,871人となっており、602人の増、約11%の伸びを示しております。また、保護率につきましても、平成11年3月は1.23%、平成13年3月は1.39%となっており、約1.6ポイントの伸びを示しております。

なお、本市における今後の保護動向の見込みにつきましては、生活保護に影響を与える三大要因である有効求人倍率、高齢化率、離婚率がいずれも全国平均に比べて悪化数値を示していることから、上昇傾向が続くものと予想されます。

次に、質問の第2点目の生活福祉課の現状の職員体制についてであります。正規職員61人、嘱託職員5人であり、うちケースワーカーは専任42人、兼任3人の合計45人でございます。

また、議員ご指摘の社会福祉法第16条に規定されておりますケースワーカー1人当たりのケース数を80ケースとする、いわゆる標準定数につきましては、職員配置における一つの目安であると考えておりますが、近年の被保護世帯数の急激な伸びもあり、現状におきましては、標準定数と比較いたしますと、若干の不足が生じているところで

あります。

このような状況下、生活福祉課におきましては、生活保護業務の執行に当たり、事務効率の向上を図るため、業務処理方法の改善、業務の簡素化、介護保険導入に伴う電算システムの改修等、鋭意徹底した業務改善に努力してまいっているところでございますが、今後とも、さらなる業務改善の努力により、本市の生活保護行政において、市民サービスの低下を来すことなく、保護の適正実施に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

44番（中村すみ代君） それぞれご答弁いただいたわけですが、再質問が幾つかございますので、再質問に入りたいと思います。

まず、生活保護行政の関係で、部長に再質問したいと思うんですが、先ほどのご答弁では、やはり全国的な傾向でもありますが、本市においても、生活保護の被保護世帯数が増加傾向にあって、しかも、今後も増加傾向は継続すると思われるというようなことで、実態が本当に今の社会経済情勢を顕著に反映しているというふうに私は、先ほどのご答弁で理解できました。

そして、さらに、職員体制の関係なんですけれども、特に、生活保護行政に携わる現業職、具体的には、ケースワーカーの業務というのは、単に事務処理をする職員ではなくて、つまり福祉事務所が事務処理機関にとどまっていけないと、やはりケースワーカーが持っている専門的な知識や技術をもって、福祉サービスを提供する主体として機能することが、数の問題を前提にする問題も含めてですね、やはり十分機能していくような生活保護行政の実態でなければならないというふうに私は思うわけですね。

そのこと的前提で、もう少し具体的に角度を変えてお尋ねしたいんですが、生活保護法の申請による保護の開始及び変更という生活保護法第24条がありますけれども、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない」。今述べたのは第1項ですが、この24条の3項で、「第1項の通知は、申請のあった日から14日以内にしな

ければならない。但し、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。この場合には、同項の書面にその理由を明示しなければならない」というふうに生活保護法の第24条では規定しているわけですが、現在の生活保護行政の中で、この法定処理期間が一体どうなっているのか、そのあたりをまずお尋ねしたいと思います。

それは、後ほどの答弁をお願いします。

次に、在外被爆者の関係の再質問ですけれども、先ほど市長の方から詳しく意見陳述の内容についてご答弁いただいたわけですが、私は、本当に被爆地の市長として、このような意見陳述をする機会が与えられたということについて、大変意義深く、重いものを持っていると思っています。重責を担われた伊藤市長初め太田部長、関係の職員の皆さんに敬意を表する次第でございます。

そこで、先ほどの答弁を踏まえ、市長にお尋ねいたします。陳述では、本市が取り組んでいる在外被爆者支援事業を具体的に説明されて、委員の皆さんにとって十分理解するのに役立つと思っております。あわせて、援護法の適用外の根拠になっている局長通達の見直しにも言及されたことは、評価できることであり、こういったことまで言及されたことについては、市長としても、大変勇気が必要だったのではないかと思います。

しかし、在外被爆者は日本滞在中だけしか法の適用を受けられないとする差別的で不平等な通達の見直しまで市長は言及されたわけですが、その市長が、なぜ原則的な立場で、健康管理手当の支給を主張することができなかつたのかと、このことは、被爆者はどこにいても被爆者であるとする市長の考えと矛盾するのではないかと思います。

意見陳述で、(仮称)在外被爆者手当、保健手当の相当というふうなことで陳述されたわけですが、この(仮称)在外被爆者手当、全く適用されない今の状態からすれば、何らかの所得保障が実施されるということは、今までよりもましという見方もあるかもしれませんが、被爆者は国内に居住しているか否かを問わず、被爆者であることにかわりないという立場に立てば、最初からそのような格差を認めてしまうような提案はいかなものかと、原則的な意見にとどめるべきでは

なかつたかと、私は、非常に残念に思っています。

このような原則的な意見を、伊藤市長、あなたが言わずしてだれが言えるのですか。世界じゅうどこを探しても、伊藤市長しか私はいないと思います。もしかしたら、係争中の被告の立場ということ意識されて、そのような意見陳述の内容になったのかもしれませんが、この意見陳述は、被爆地の市長として意見を求められているわけですから、国の差別政策を問う、あるいは正す絶好の機会ではなかつたかと、広島市の秋葉市長は原則基本の確立、その上で健康管理手当の支給を述べたというふうな新聞の報道になっております。

私は、本当に絶好の機会に、伊藤市長が真正面から、国や検討会の委員の皆さんに、被爆都市の市長としての姿勢を打ち出されるべきではなかつたかというふうなことを思いますと、絶好の機会を、もしかしたら失われたのではないかというふうにと考えると、非常に残念で仕方がありません。

私が在外被爆者の問題に、6月議会でも質問しましたが、これまで、この問題にどうしてこだわるのかということについて、個人的なことで大変恐縮なのですけれども、触れておきたいと思っております。

私が議員になる前に勤務していた日赤長崎原爆病院医療社会事業部は、在外被爆者の方が入院されたときの病院の窓口になっていたわけです。そのために、海外で生活されておられた被爆者の皆さんの思い、国内在住の被爆者と同等の援護がなぜ受けられないのか痛いほど感じてきました。特に、日韓両国政府の在韓原爆被爆者渡日治療実施に関する合意書が取り交わされまして、それに基づいて、昭和55年から昭和61年12月まで、この合意書に基づく事業が実施されたわけですが、この事業に基づいて渡日治療者が349人いらっしゃいました。そのうちの123人の方が長崎原爆病院に入院されました。私の仕事は、原爆医療法、特別措置法の2つの法律に基づく援護が受けられるように、あるいは在韓被爆者の皆さんの日常生活の細々としたこと、そういったことをサポートするのが私の仕事だったんです。

そういうことを通じて、健康に対する不安と専門医による治療が受けられない、医療費の心配などの経済的問題、被爆体験や被爆後の壮絶な生活

苦など、切実な話を伺う機会ともなったんです。仕事とはいえ5年間の貴重な体験を通して、私は、何とかこの不平等をなくさなければならないという思いを一層強くしました。以来、私にとって、この問題の解決が宿題となりました。

このような極めて個人的な体験を述べたわけですが、そういうことが私にこの問題の解決に駆り立てているわけです。

そこで、改めて市長にお尋ねしたいのは、健康管理手当では、なぜだめなのか。その点について、市長の見解を求めたいと思います。

市長（伊藤一長君） 中村すみ代議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

このたびの国の検討会の方の意見陳述の場をいただきまして、中身につきましては、先ほど本壇でお答えしました内容でございますが、その冒頭に実は、今、中村すみ代議員がご発言あるいはご指摘されましたこの問題につきましては、実は、長崎市もただいま係争中でございます、そのことにつきましてはコメントは差し控えさせていただきますという前段を実は、これは陳述のときに添えさせていただいています。それから、あと、先ほど本壇で申し述べさせていただきました中身につきましては、私の方から陳述させていただいたということでございますので、ひとつ、ご理解いただきますようよろしくお願いさせていただきたいと思います。

福祉保健部長（高谷洋一君） 中村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、厳しい社会経済情勢を背景に、保護の新規申請件数は、平成12年度月平均49件だったものが、平成13年度に入り月平均64件と増加傾向を示しております。申請受理後は45人の全ケースワーカーが輪番制で新規調査担当員となり、稼働能力調査、収入資産調査等、要否判定調査を行います。平成13年度に入りケースワーカー1カ月当たり平均1.4件の新規ケースを受け持っておりますが、国の指示もあり、厳正かつ的確な要否判定調査が求められており、すべての調査が完了するまで、おおよそ14日から20日

程度を要しているのが実態であります。また、議員ご指摘の14日以内に保護の決定通知をした割合は、平成12年度は10.6%、平成13年度7.8%となっております。

なお、法で定められた法定処理期間は最長30日まで認められておりますが、速やかな保護の決定を推進するため、要否判定調査の省力化も図りながら、できる限り早期に保護の決定ができるよう、また、ケースワーカーの業務軽減にもつながるよう効率的な保護業務の改善に最大限努めていきたいと考えております。

以上でございます。

44番（中村すみ代君） 先ほどの在外被爆者の問題についての再質問に対する市長のご答弁を伺っておりまして、先ほど再質問で私述べましたように、そういった係争中の被告という立場というのに、なぜ意識されるのか。やはり意見陳述というのは、被爆都市の市長の立場として、十分、陳述できたことではなかったかというふうに思うわけです。ですから、意見陳述で市長としては、具体的な権限も含めて踏み込まれた発言をされておられますので、その訂正をするということは不可能だと思います。

今後、八者協で広島市の市長とも連携を深めながら、この問題について、真に海外の被爆者の要望に応えるような、そういった形での取り組みを強く要望しておきたいと思います。

議長（鳥居直記君） これをもって、市政一般質問を終了いたします。

次に

日程2

請願第3号 じん肺根絶を国に求める意見書の提出に関する請願について

は、文教経済委員会に付託いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。次回の本会議は9月19日午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

= 散会 午後1時31分 =

上記のとおり会議録を調製し署名する。

平成13年11月12日